

遠 総 号
平成28年 8月 1日

職員各位

副町長 野々村 正 樹

懲戒処分の公表指針について

このことについて、別紙のとおり標記指針を作成し、今後はこれによることとしましたので、通知します。

なお、本指針は、懲戒処分の公表に係る原則的な取扱いを示したものであり、個別の事案に関し、当該事案の社会的影響、被処分者の職責等を勘案して公表対象、公表内容等について別途の取扱いをすべき場合があることにご留意下さい。

(総務課総務係)

遠別町職員に係る懲戒処分の公表指針

(平成28年8月1日制定)

1. 趣旨

この指針は、遠別町長が行う懲戒処分の公表について必要な事項を定めることとする。

2. 公表対象及び内容

- (1) 懲戒処分を行った場合、事案の概要、処分量定、処分年月日並びに被処分者の所属、役職段階、性別及び年齢に関する情報を、個人が識別されない内容のものとするを基本として公表するものとする。
- (2) (1)にかかわらず、懲戒免職処分であって、被処分者の氏名及び所属を既に捜査機関が発表している場合、職員が捜査機関に告訴若しくは告発する場合など法令違反が認められる場合又は社会的非難性が極めて高い場合については、被処分者の氏名、所属及び職について公表するものとする。

3. 公表の例外

被害者又はその関係者のプライバシー等の権利利益を侵害するおそれがある場合等2によることが適当でないと認められる場合は、2にかかわらず、公表内容の一部又は全部を公表しないことも差し支えないものとする。

4. 公表方法

懲戒処分を行った後、速やかに発表資料により公表するものとする。

5. 施行期日

この指針は、平成28年8月1日から施行し、同日以降に遠別町長が行った懲戒処分について適用する。